



令和 5 年度埼玉年末年始無災害運動実施要領

『健康と安全で 幸せつなぐ年末年始』

埼玉県内の令和 5 年の労働災害発生状況（10 月末速報）は、死亡者数 15 人（前年同期比 5 人(25.0%)の減少。）休業 4 日以上之死傷者数（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。）5,090 人（前年同期比 46 人(0.9%)の減少。）となっている。

「埼玉第 14 次労働災害防止計画」では、労働災害の減少などの成果だけを見る指標から、事業者の安全衛生活動の取組状況の指標をアウトプット指標として掲げ、その成果をアウトカム指標として掲げ、その結果、死亡者数は令和 4 年と比較して令和 9 年までに 20%の減少、休業 4 日以上之死傷者数は令和 4 年と比較して令和 9 年までに増加傾向に歯止めをかけることを目標としている。

このような状況の中、年末年始には、事業場が一斉に操業を停止・開始することにより、大掃除や点検などの非定常作業が増加すること、建設工事量が増加し輻輳化すること、大量の輸送需要が発生し、交通機関等に旅客や貨物が集中すること、寒冷により路面が凍結することなどにより、労働災害防止に特別の配慮が必要となる時期となる。

このため、各事業場における年末年始の安全衛生意識を高め、安全衛生活動を積極的に展開することにより、労働災害を防止するため、「埼玉年末年始無災害運動」を実施する。

1 目的

各労働災害防止団体等が推進する年末年始時期を捉えた労働災害防止強調期間、無災害運動等との連携により、管内事業場における安全衛生意識の高揚を図るとともに期間中に埼玉労働局及び管下各労働基準監督署並びに各関係団体・各事業場が展開している各種取組を一層推進し、もって労働災害の防止を図る。

2 実施期間

令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 1 月 15 日まで

3 主唱者

埼玉労働局、管内の各労働基準監督署

4 実施者

各事業場

5 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体、事業者団体等との埼玉年末年始無災害運動決起式の開催
- (2) 労働災害防止団体、事業者団体等に対する協力要請
- (3) 事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助
- (4) ホームページ掲載、記者発表等による広報

(5) 「Safe Work SAITAMA」の普及・促進

6 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- (3) KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (4) 安全衛生パトロールの実施
- (5) 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (6) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- (7) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (8) 機械設備にかかる一斉検査及び作業前点検の実施
- (9) 火気の点検、確認等の火気管理の実施
- (10) 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (11) 荷台からの墜落防止の安全対策（荷主側の対策を含む）
- (12) 交通労働災害防止対策の推進
- (13) 身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導等の実施
- (14) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (15) 金属アーク溶接等作業における健康障害防止措置の実施
- (16) 感染症拡大防止対策の徹底
- (17) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (18) 職場のハラスメント防止につながる取組の推進
- (19) 「Safe Work SAITAMA」のロゴマークの活用等による安全意識高揚のための活動の実施